

**B.P.の場合** ※非常用水栓の設置が必要【設置が条件】

- ・ B.P.が室内等の場合 → 「非常用水栓」を設置可能

B.P.室内に設置

- ・ B.P.が室内でない場合 → 各戸メーターの設置が必要（下図参照）

B.P.近くに設置

※ただし、散水栓としての使用は出来ない。

**受水槽の場合** ※非常用水栓の設置が可能【設置は条件でない】

- ・ 受水槽のフェンス内の場合 → 「非常用水栓」を設置することができる

受水槽への給水立ち上がり配管等に蛇口を設置

- ・ 受水槽にフェンスがない場合 → 設置不可または各戸メーターの設置が必要

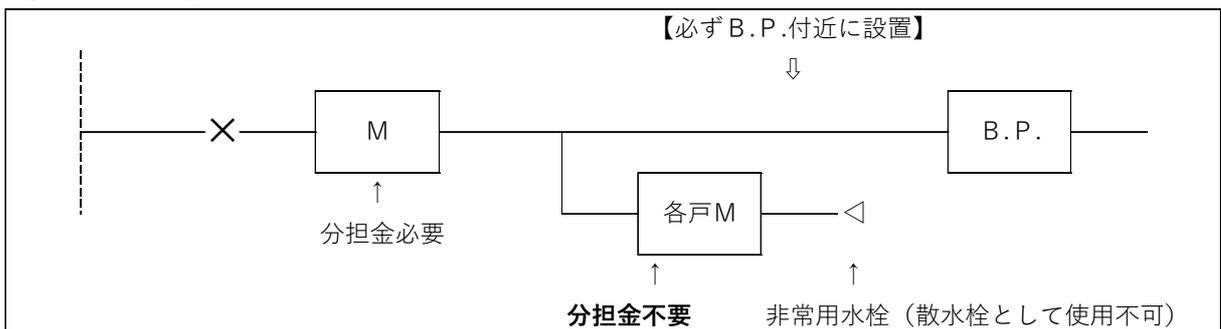
受水槽近くに設置

※ただし、散水栓としての使用は出来ない。

(図)

非常用水栓を任意の位置に設置されると、支分給水と同様な利用が出来てしまう。

【各戸メーター】 散水栓として使用不可



【支分給水】 非常用水栓を散水栓として使用可

